

環境保全に係る情報調査・発信等業務委託 説明書

1 委託業務の目的

石綿事前調査結果の未報告者への督促、光化学オキシダント情報等の関係者への提供、井戸の設置状況の情報収集、岡山市環境局環境部環境保全課への入電対応（以下「入電対応業務」という。）等を迅速かつ正確に行うことで、市民の健康保護に資することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 石綿事前調査結果報告受付業務

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第6項に基づき、一定規模以上の建築物等の解体等工事について、石綿事前調査結果の報告が義務化された。石綿事前調査結果の報告は、原則として石綿事前調査結果報告システム（以下「石綿電子報告システム」という。）を用いた電子報告で行われる。

本委託業務は、紙面で報告された石綿事前調査結果の石綿電子報告システムへの代行入力、石綿事前調査結果の未報告者の調査、未報告者への文書通知、形式要件確認、架電等による督促・修正依頼、未報告者からの問い合わせ対応及び報告内容の確認による特定粉じん排出等作業実施届の未届出者の調査を行うものである。

(2) 光化学オキシダント情報等発信・監視業務

大気汚染防止法第23条第1項及び第2項に基づき、岡山県が毎年5月10日から9月10日までを大気汚染防止夏期対策期間と定めている。本市では、4月14日から9月30日まで、光化学オキシダント濃度の監視を強化しており、一定の基準を超えると、情報や注意報等を発令し、電話、ファクシミリ、電子メールを用いて、関係者（本市関係課、市内協力工場、報道機関）へ情報提供を行っている。

本委託業務は、光化学オキシダントに関する情報を迅速かつ正確に関係者へ提供し、市民の健康の保護に資するものである。

(3) 井戸の設置状況等の情報収集・整理業務

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第2項に基づく地下水の水質汚濁の概況調査地点の選定及び土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の実施に資することを目的として、これまで井戸の設置状況等の情報収集・整理を行ってきた。収集した井戸情報は正確かつ最新のものでなければならず、新規の井戸の設置、廃止及び情報提供漏れ等に継続的に対応する必要があるため、井戸の設置状況等の情報収集・整理を行うものである。

(4) 入電対応業務

外部からの岡山市に対する架電に対し、内容の整理並びに架電及び入電対応を行い、迅速かつ適正な応答及び担当部署への転送を行うものである。

3 仕様書（案）の交付

公示日から令和8年2月27日（金）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（岡山市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）に、岡山市環境局環境部環境保全課の窓口にて無償で交付する。交付は原則窓口で行うが、やむを得ない事情により窓口で受け取れない場合は、岡山市環境局環境部環境保全課に連絡してください。

なお、契約に至らなかった場合は、受領者の費用負担のもと、郵送又は持参により仕様書（案）を返却してください。